

許可番号 号

## 電気機器等使用（変更）承認申請書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第 11 条第 1 項（第 3 項）の規定に基づき、電気機器等を使用（変更）したいので、配置図、配線図を添えて申請します。

機器を使用（変更）する 事業場の所在地	
機器を使用（変更）する 事業場の名称	
使用（変更）する機器の 概要	
設置箇所	
使用目的	
保安を担当する者の 氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
使用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日・設備使用終了まで

上記使用申請に係る電気機器等の使用については、電気の保安に関する主任技術者の指示を遵守することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

許可番号 号

電気機器等使用廃止届出書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領(又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領)第11条第3項の規定に基づき、電気機器等の使用を廃止しますのでお届けします。

使用を廃止する事業場の所在地	
使用を廃止する事業場の名称	
廃止する機器の概要	
廃止する機器の設置個所	
使用目的	
使用期間	平成 年 月 日

上記届出に係る電気機器等の使用廃止については、原状に復することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

許可番号 号

電気機器等使用（変更）承認申請書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第12条第1項（第2項）の規定に基づき、電気機器等を使用（変更）したいので、配置図、配線図及び誓約書を添えて申請します。

機器を使用（変更）する事業場の所在地	
機器を使用（変更）する事業場の名称	
使用（変更）する機器の概要	
設置箇所	
使用目的	
保安を担当する者の氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
使用期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日・設備使用終了まで

上記使用申請に係る電気機器等の使用については、電気の保安に関する主任技術者の指示を遵守することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

印

## 誓約書

平成 年 月 日

大阪市長

様

所在地.....

施設名.....

此の度、上記施設に申請者.....が設置する電気機器  
の使用につきましては、電気に関する法令・規則及び技術基準並びに大阪市自  
家用電気工作物保安規程・同運用要領等の規定を遵守し、電気主任技術者が実  
施する電気の保安のための指示に従うと共に、その保安の業務に協力致します。

なお、申請者の都合により電気機器を変更し、若しくは廃止するとき、ある  
いは施設の事情により使用状況の変更若しくは、廃止する必要があるときは、  
原状に復することを誓約致します。

平成 年 月 日

申請者住所.....

申請者氏名.....印

許可番号 号

電気機器等使用廃止届出書

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者

印

大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領（又は設備共用における大阪市自家用電気工作物保安規程運用要領）第12条第2項の規定に基づき、電気機器等の使用を廃止しますのでお届けします。

使用を廃止する事業場の所在地	
使用を廃止する事業場の名称	
廃止する機器の概要	
廃止する機器の設置個所	
廃止理由	
保安を担当していた者の氏名・資格等	所属： 氏名： 資格： 番号： 号
廃止年月日	平成 年 月 日

上記届出に係る電気機器等の使用廃止については、原状に復することを条件として承認します。

平成 年 月 日

主任技術者

印

上記申請に係る電気機器等の使用については、前記条件を付して許可します。

平成 年 月 日

施設管理者

## 別表-2 巡視点検測定基準

### 巡視、点検、測定等の基準

運用要領第 15 条に規定する巡視、点検及び測定等の基準は、下記に示すとおりとする。

#### 1 日常巡視点検

日常の業務を通じて、主として運転中の電気工作物について目視等により巡視点検を行い、電気工作物の異常の有無を確認する。

また、異常を発見した場合は、臨時点検等を行い、必要な措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等に応じて、点検時の安全確保に配慮した点検内容及び巡視経路を定め、一定の周期で巡回点検を行う。

点検等の項目は概ね次のとおりとするが、施設によっては定期点検で実施する場合もある。

- (1) 異音、異臭、異常振動、過熱、焼損、損傷、き裂等の有無
- (2) じんあい、漏油、漏水、湿気、汚損、異物の付着等の有無
- (3) 小動植物類の侵入、隙間の有無
- (4) 表示灯類及び指示計器類の確認
- (5) 負荷の使用状況の把握
- (6) 蓄電池液、潤滑油等の消耗性物品の状況確認
- (7) 他の工作物、樹木、造営物等との離隔距離の確認
- (8) その他保安上必要な事項

#### 2 定期点検

日常の巡視点検で実施し難い電気工作物の重要な個所について、できるだけ電気工作物の運転を停止し、又は測定機器の使用等により点検、試験、測定等を実施することにより、電気工作物の異常の有無を確認し、以後の使用に耐えられるよう調整、手入れ又は必要に応じ分解等の措置を講じる。なお、停電点検の場合は、電気設備の清掃を行う。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等に応じて、点検時の安全確保に配慮した点検内容を定め、一定の周期で点検を行う。

点検、試験及び測定等の項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の調整、手入れ、清掃及び取付状況の確認
- (2) 接続部分のゆるみ、焼損等の有無
- (3) 配線状態の確認
- (4) 電気工作物の錆、腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無
- (5) 他の工作物、樹木、造営物等との離隔距離の確認
- (6) 機器操作部等の摩耗状況の確認
- (7) 電気工作物の試験、測定
  - ア 接地抵抗測定
  - イ 絶縁抵抗測定
  - ウ 絶縁油試験
  - エ その他必要な試験、測定
- (8) 各機器、継電器の動作及びシーケンス試験
- (9) その他保安上必要な事項

### 3 精密点検

電気工作物の運転を停止し、電気機器の分解、清掃、手入れ等を行い、綿密に内部点検及び試験測定等を実施することにより、以後長期間の使用に充分耐えられるよう調整並びに部品取替等の措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模、内容及び電気工作物の種類、形式等により、必要に応じ点検周期を定めて実施する。

点検、試験及び測定等の項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 機器、装置等の分解による点検及び清掃、並びに損傷、摩耗など異常箇所の修理及び部品取替
- (2) 電気工作物等の絶縁強度、耐用度、性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定及び校正
- (3) その他保安上必要な事項

### 4 臨時点検

異常を発見した場合若しくは電気事故、故障等が発生した場合は、定期点検又は精密点検に準じて実施し、電気工作物の損傷、異常又は被害の程度及び状態を調査すると共に、必要な措置を行う。

## 5 点検、測定並びに試験の周期

原則として下表によるが、施設の用途及び管理形態並びに受変電設備の方式、規模及び経年劣化の程度等を考慮し、周期を変更して実施することが出来る。

	点検	試験測定
受電・変電・配電設備	<p>日常巡視点検 1月1回以上実施する。</p> <p>定期点検 1年1回以上実施する。 ただし、点検は電気専門技術者が行い、停電点検時は、必ず機器等の清掃を行うこと。</p>	<p>接地抵抗測定 1年に1回実施</p> <p>絶縁抵抗測定 1年に1回実施</p> <p>保護継電器試験 1年に1回実施</p> <p>制御装置動作試験 1年に1回実施</p> <p>絶縁油特性試験 3年に1回実施</p> <p>絶縁耐力試験 必要に応じて実施</p> <p>計器類の較正 必要に応じて実施</p> <p>その他必要事項 必要に応じて実施</p>
蓄電池設備	<p>精密点検 3～5年に1回実施する。</p> <p>臨時点検 必要に応じて実施する。</p>	<p>比重又は内部抵抗、液温、電圧の測定 蓄電池の種類に応じて実施する。</p> <p>各種測定、試験 蓄電池に応じて実施する。</p> <p>その他必要事項 必要に応じて実施する。</p>
負荷設備		<p>受電、変電、配電設備の各項目と同一の基準で実施する。</p>



## 別表-3 非常用発電装置巡視点検測定整備基準

### 非常用発電装置巡視、点検、測定及び整備の基準

運用要領第 20 条に規定する非常用発電装置(以下「発電装置」と言う。)の巡視、点検、測定及び整備の基準は、下記に示す通りとする。ただし、発電機及び原動機は、機種、方式等により違いがあるため、本基準としては基本的な共通事項を挙げ、一般的な装置の整備基準を示すものとする。

#### 1 日常巡視点検

日常の業務を通じて、運転中又は休止中の発電装置を主に目視等により点検を行い、異常の有無を確認する。また、異常を発見した場合は、臨時点検等を行い、必要な措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、施設の規模及び内容、並びに発電装置の種類及び形式等に応じて点検項目を定め、一定の周期で巡回点検を行う。

点検等の項目は、概ね次の通りとするが、施設によっては定期点検で実施する場合もある。

- (1) 異音、異臭、異常振動、過熱、焼損、損傷、き裂等の有無
- (2) じんあい、漏油、漏水、湿気、汚損、異物の付着等の有無
- (3) 冷却水、潤滑油、燃料油の状況確認
- (4) 小動植物類の侵入、隙間の有無
- (5) 表示灯類及び指示計器類の表示確認
- (6) 内燃機関各部位の温度及び回転速度等の指示値確認
- (7) 蓄電池と充電器又は空気圧縮機と空気槽の状況確認
- (8) その他保安上必要な事項

#### 2 定期点検

日常の巡視点検で実施し難い発電装置の重要な個所について、点検、試験及び測定等を実施して装置の異常の有無を確認し、以後の使用に耐えられるよう調整、分解及び手入れ等の整備を講じる。

上記業務を実施する場合は、発電装置の種類、形式等に応じ一定の周期で点検を実施する。

点検、試験、測定及び調整等の項目は、概ね次の通りとする。

- (1) 発電装置の調整、手入れ、清掃及び取付状況の確認
- (2) 発電装置内外部の錆、腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無

(3) 電気機器及び配線等の試験、測定

ア 接地抵抗測定

イ 絶縁抵抗測定

ウ その他必要な試験、測定

(4) 各機器、継電器等の動作並びにシーケンス試験

(5) 蓄電池及び充電器または空気圧縮機及び空気槽の腐蝕、損傷、き裂、汚損、摩耗等の有無

(6) その他保安上必要な事項

### 3 精密点検

発電装置の分解、清掃、手入れ等を行い、綿密に内部点検及び試験測定等を実施することにより、以後長期間の使用に充分耐えられるよう調整並びに部品取替等の措置を講じる。

上記業務を実施する場合は、発電装置の種類、形式等により、必要に応じ点検周期を定めて実施する。

点検、試験、測定及び調整等の項目は、概ね次の通りとする。

(1) 発電装置の分解による点検及び清掃、並びに損傷、摩耗など異常箇所の修理及び部品取替

(2) 発電装置の性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定

(3) 蓄電池及び充電器または空気圧縮機及び空気槽の性能、機能等の点検確認並びに必要な試験、測定

(4) その他保安上必要な事項

### 4 臨時点検

事故若しくは異常が発生した場合、又は災害が予想される場合は、臨時点検を実施する。

臨時点検は、定期点検又は精密点検に準じて実施し、発電装置の損傷、異常又は被害の程度及び状態を調査すると共に、必要な措置を行う。

## 5 非常用発電装置の整備基準

原則として下表によるが、施設の用途及び管理形態、非常用発電装置の方式、規模及び経年劣化の程度、並びに関係法令等を考慮し周期を変更して実施することができる。

点検・整備周期 点検対象		日常巡視 点 検	定期点検	精密点検	臨時点検	試験測定
発電設備	発電機関係 原動機関係 ・始動装置系 ・燃料油系 ・潤滑油系 ・冷却水系 ・原動機、発電機系 ・制御盤系 ・給排気系 ・補機その他	1月1回以上 実施  無負荷運転	1年1回以上 実施  必要に応じて実施	必要に応じて実施	異常が発生した場合に実施  長時間運転後に実施  災害が予想される場合に実施  関連工事等により	蓄電池の比重又は内部抵抗 種類に応じ実施  接地抵抗測定  絶縁抵抗測定  リレー試験
	建屋及び外部付属設備	1月1回以上 実施	1年1回以上 実施	-	影響を受けた場合に実施	シーケンス試験 その他必要な事項
	燃料等の備蓄、貯蔵槽の状況点検	1月1回以上 実施	1年1回以上 実施	必要に応じて実施	その他必要に応じて実施	必要の都度
その他	予備品等の備蓄状況の点検	-	随時	-	-	-

(注) 整備周期に対応する具体的な作業内容は、本基準に基づいて各施設で作成する実施計画による。

実施計画の作成にあたっては、取扱い説明書をよく理解し、本基準に基づいて内容を充分精査すると共に、一般機器及び電路における「巡視点検測定基準」(別表-2)とも充分調整すること。

別表-4 設備台帳
-----------

設備台帳

設備台帳とは下記の事項をいう。

- 1 設備内容
- 2 自家用電気工作物構内図及び財産・責任分界点図
- 3 設備図面
- 4 機器基本台帳

# 1 設備内容

## 設備内容

番号	設置者名		大阪市長		
	事業場名				
業種	官公庁	所在地	TEL ( )		
届出年月日		平成 年 月 日			
主任技術者 (工事・維持・運用)		種別 番号 名前	種別 番号 名前	種別 番号 名前	
供給変電所		関西電力(株) 変電所			
需要設備	受電電圧		kV	kV	kV
	契約電力		kW	kW	kW
	受電用遮断器		kV A kA MVA	kV A kA MVA	kV A kA MVA
発電設備	発電種別・原動機	種類			
		燃烧能力	l/h	l/h	l/h
	出力	常用・非常用・コージェネ kV kW	常用・非常用・コージェネ kV kW	常用・非常用・コージェネ kV kW	
配線電路		無			
その他					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

2 自家用電気工作物構内図及び財産・責任分界点図

様式1C

電気工作物構内図

所管名称	主任技術者	供給変電所		受電電圧	KV
		発電機	出力		
施設名称	財産・責任分界点	発電機	燃料消費量	1/h	1/h
所在地	契約容量	出力	出力	常用・非常用・コージエネレーション	常用・非常用・コージエネレーション
		KW	KW	KV	KV

備考 用紙の大きさは日本工業規格A3とすること。 ) 整理番号 (

### 3 設備図面

設備図面には下記の事項を記載する。

- (1) 受電部分電路図
- (2) 高電圧部分電路図
- (3) 単線結線図
- (4) 電気室平面図及び配置図
- (5) 高電圧機器図
- (6) その他必要な図面

### 4 機器基本台帳

機器基本台帳には下記の事項を記載する。

- (1) 名称
- (2) 用途
- (3) 銘板記載事項
- (4) 試験成績
- (5) その他必要な事項

別表-5 各種関係書式及び保存期間
-------------------

1 申請書、届出書、報告書関係

(1) 経済産業省関係書類

経済産業省規定書式による。

(2) 電気事業者関係書類

電気事業者規定書式による。

(3) 内部関係書類

経済産業省、電気事業者又は市の規定書式若しくはこれらに準じた書式による。

(4) 保存期間

無期

2 記録関係書類

(1) 自家用電気工作物巡視、点検、測定実施記録

「別表-2」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(2) 発電所巡視、点検、測定及び整備実施記録

「発電所整備基準」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(3) 非常用発電装置巡視、点検、測定及び整備実施記録

「別表-3」に基づき、施設を管理する局長等が定める書式による。

(4) 法定事業者検査関係書類

事業者検査の項目に応じた書式による。

(5) 日誌その他

「運転・操作基準」に基づき必要な項目に応じた書式による。

(6) 保存期間

法定事業者検査に係るものは5年、その他3年

3 台帳関係書類

(1) 設備台帳

「別表-4」に示す書式による。

(2) 備品台帳

備品の規格、性能、製品番号等を記載する。

(3) 保存期間

電気工作物の廃止まで



#### 4 その他

(1) 電気機器等使用手続等関係書類

「別表-1」に示す書式による。

(2) 保存期間

1年